

川畑会計事務所 & カム ダイナミックス

令和2年12月18日

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL http://kawabatakam.news.coocan.jp/



各駅停車

Vol. 7 6

Take a chance and hedge against risks

散歩の折、神社の掲示板で見つけた。

水のころ（高田敏子）と題したメッセージ

水はつかめません	水はすくうのです
指をぴったりつけて	そおっと大切に
水はつかめません	水はつつむのです
二つの手の中に	そおっと大切に
水のころも	
人のころも	



熊崎克彦弁護士は、日経新聞「ころの玉手箱」欄で人格を磨く大切さを書いておられた。元特捜検事（河井信太郎氏）のノートを引用して、捜査の心得を説く。強く心に残った一節「真の自白は取調官の人格の反映」。

取調べは、人格と人格との対峙なのだという。自分の人格が磨かれなければ相手に感銘を与えることはできない。たとえば言葉がうまくなくても、決して嘘をついてはいけなさと説かれる。

人のころはよく理解したうえで、そおっと大切につかむことが捜査の肝のようだ。

産経新聞で見た西郷隆盛の漢詩「湊川感懷」（墨蹟）についての記事を思い出す。
足利尊氏に討ち滅ぼされた楠木正成に思いを馳せ自らのころを重ね詠んだ漢詩だ。

王家萋棘古猶今 遺恨千秋湊水潯 願化青蛭生墓畔 追隨香骨快吾心

セイキョクイニシエ (王家萋棘古も猶今のごとし センシユウソウスイ 遺恨なり千 秋湊水の潯 ホトリ 願わくは青蛭と化して墓畔に生じ セイケイ ボハン 香骨に追隨し吾が心を快しめむ)

「王家が雑草が生い茂るほど、困窮されているのは、今も昔も変わらない。献策が用いられず、勝ち目のない戦に出た楠公の恨みは深く、湊川の淵に千秋も漂っている。願わくば青い蛭と化して、楠公の墓のそばに生まれて、その揺るぎない尊王精神を追い求めて自身の心を爽快にしたい」

萋棘（雑草）を“朝鮮使節派遣論を阻んだ明治政府の高官たち”と読めば、いわゆる征韓論で敗れて故郷に帰った西郷の心情がよくわかる。（西郷南洲顕彰館の元館長高柳毅氏）
明治政府の官職を辞した後、敗北を覚悟して私学校生と行動を共にしたのも、ころへのおもんばかりがあったのか。

税制改正大綱が発表された。ウィズコロナ、ポストコロナの新しい社会をつくり、デフレ脱却と経済再生を確かなものとできるか。（日経12月11日）

日本の将来を託された菅政権。国民のころをどのように反映させてくれるのだろうか。

年末年始の営業のお知らせ

12月29日（火）～1月4日（月）は
お休みさせていただきます



インフルエンザ予防接種

新型コロナウイルス感染症との同時感染への懸念から、今年はインフルエンザの予防接種を受ける者が例年に比べ増加しているようだ。インフルエンザの予防接種は、治療ではないため保険適用がなく、自治体等から補助される場合を除き、原則、接種費用の全額が自己負担となる。

業務停滞防止や健康維持等を目的に、会社が従業員等の接種費用の一部または全額を負担する企業も多いだろう。本来、個人が負担すべき費用を会社が負担する場合、従業員に対する給与として、所得税の課税対象として給与課税される。所得税法上、給料・賞与といった金銭の支給以外に、会社が従業員に行う経済的利益の供与も、原則、給与として課税されるからだ。

ただ、社会通念上一般的な範囲内、業務遂行上必要など一定の要件を満たすものは給与課税しないとされており、その一つが従業員の福利厚生のために支出した費用だ。例えば、会社が負担する人間ドック費用が挙げられる。人間ドックは、法律で実施が義務化されていないものの、義務化されている健康診断と社会通念上一般的に同程度で実施されているものであるため、①著しく高額なものではないこと、②対象を役員など特定の者に限定せず全社員とし、希望者が受診できることを満たせば、福利厚生費として給与課税する必要はない。

インフルエンザ予防接種についても、法律上の義務ではないものの、健康診断等と社会通念上一般的に同程度で実施され受けるべきものとされているため、上記①②を満たせば福利厚生費として処理できる。

また、個人が自己負担でインフルエンザの予防接種を受けた場合の費用は、残念ながら医療費控除の対象にはならないので、注意したい。

～参考文献「税務通信」～

国税である所得税は、①給与所得者、②その年中に支払を受ける給与等の金額が2000万円以下、③1ヶ所から

国税と地方税 少額所得の税務の違い

しか給与等の支払を受けていない、④給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であれば、確定申告をしなくてもよいことになっている。これは少額の所得については税務申告を簡素化するための仕組みで、例えば原稿料は支払いをするときに所得税を源泉徴収する制度が取られている。所得税を源泉徴収していない地代や家賃についても、少額であることを理由として同様に確定申告は必要ない。

しかし、地方税である個人住民税では、所得税のように源泉徴収する制度がなく、さらに少額を理由にして申告不要とする規定もないため、所得金額がいかに僅少であっても申告が必要だ。

同様に、国税である所得税では、公的年金等所得者で年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等の雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下なら確定申告をしなくてもよいことになっているが、これも地方税である個人住民税では、いかに公的年金等以外の所得が少なくても、前述と同様の理由で申告が必要となる。

また、株式の配当については、上場株式の配当については、国税も地方税も徴収されているので、原則は申告不要だが、一銘柄につき1回10万円以下の非上場株式の少額配当については、源泉徴収（税率20%）をしているため所得税の申告は不要だが、この源泉徴収に地方税は含まれていないので、やはり住民税の申告が必要となる。

だが、これらの所得については、場合によっては所得税の最低税率は5%なのに対して、源泉所得税の税率が10%であるなど、所得金額によっては所得税の確定申告をすれば還付を受けられることもある。少額所得について所得税の申告をすべきかどうかは、還付を受けられるかどうかをしっかりと確認して判断したい。所得税の確定申告書を提出すれば、国と地方の間で情報がやりとりされ、個人住民税の申告は必要ないことも覚えておきたい。

～参考文献「納税通信」～

今年もありがとうございました

コロナ退散！！来年が、皆様にとってよい年となりますように・・・

